神奈川県手話言語条例が改正されました

手話は大切な言葉です。

手話は、耳の聞こえない方が情報を得て、その情報を利用し、コミュニケーションをするための大切な言葉です。

神奈川県手話言語条例について

神奈川県では、県民の誰もがお互いを大切にし、支えあう社会を目指し、

平成２７年４月に神奈川県手話言語条例を制定しました。

この度、令和５年3月に手話言語条例の一部を改正しました。

改正の内容

・ろう者の定義を明確にしました。

　～ろう者には、接近手話や触手話を使う盲ろう者も含まれます。

・手話が将来にわたって受け継ぐべき言語であること、手話の普及等は、手話の使用を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む）の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならないことを基本理念に追加しました。

・手話の普及等にあたって、ろう者への理解促進を進めます。

・県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定・実施する際に、必要な支援を行います。

・県は、手話推進計画や手話に関する施策の立案にあたっては、ろう者や盲ろう者、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などの当事者の参画を推進します。

引き続き、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画に基づき、手話の普及を推進していきます。

＜手話言語の普及ホームページURL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/>

＜神奈川県手話推進計画ホームページURL＞

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/p1192597.html

神奈川県手話言語条例

☆この条例では、手話の普及を通じて、「ろう者とろう者以外の者がお互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会にすること」を目指しています。

☆手話が耳の聞こえない方が意思を伝えるための大切な言葉であることを踏まえ、「手話やろう者、盲ろう者への理解を広げること」、「手話についての学びを広めること」、「手話を使う環境を整えること」を進めていくこととしています。

☆条例の目指すところを実現するため、県の責務や、県民、事業者の役割について定めています。

☆県は、手話の普及等を進めるため、計画を作り、その内容を実施していきます。

第1条（目的）

・条例の目指すところについて定めています。

第2条（定義）

・手話には盲ろう者が使う触手話や接近手話が含まれ、手話を使う人を「ろう者」としています。

・手話の普及等には、手話やろう者、盲ろう者の理解を広めること、手話についての学びを広めること、手話を使う環境を整えることが含まれます。

第３条（基本理念）

手話の普及等にあたり、その基本となる理念を定めています。

第４条（県の責務）

・手話の普及等にあたり県が果たすべき責務について定めています。

第５条（市町村との連携及び協力）

・手話を広めるにあたり、県と市町村との連携や協力について定めています。

第６条（県民の役割）

・手話を広めるにあたり、県民の役割を定めています。

・手話を使う方々は、県が実施する手話を広める取組に協力するとともに、手話を広める取組に努めます。

第７条（事業者の役割）

・手話の普及等にあたり、事業者の役割を定めています。

第８条（手話推進計画）

・県は、手話の普及等を進めるための計画を作り、その内容を実施していきます。

・計画を作る際には、ろう者や盲ろう者、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などの関係者と共に検討し、進めていきます。また、幅広く県民の意見を聴きながら取り組みを進めます。

第9条（財政上の措置）

・県は、手話の普及等を進めるための事業の予算の確保に努めます。